

平成25年 No.36

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部を改正する要項

改正理由

事務組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年11月 6 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成25年11月 7 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項（平成22年 3 月 4 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部改正について

改正理由：事務組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 社会連携及び社会貢献に関する年度計画の推進並びに次年度計画の提案 (2) 社会連携及び社会貢献に関する次期中期目標並びに中期計画の提案 (3) 産学連携事業の推進 (4) 地域連携事業の推進 (5) 生涯学習事業の推進 <u>(削除)</u> <u>(6)</u> その他社会連携及び社会貢献を推進するために必要な業務 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成25年11月7日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 社会連携及び社会貢献に関する年度計画の推進並びに次年度計画の提案 (2) 社会連携及び社会貢献に関する次期中期目標並びに中期計画の提案 (3) 産学連携事業の推進 (4) 地域連携事業の推進 (5) 生涯学習事業の推進 <u>(6) 受託研究及び共同研究の受入</u> <u>(7)</u> その他社会連携及び社会貢献を推進するために必要な業務 〔省略〕